

私は、公明党議員団を代表して質問します。質問に入る前に熊本、大分両県で発生した地震によってお亡くなりになった方々に謹んでお悔やみを申し上げますと共に被災された多くの皆様に心からお見舞いを申し上げます。

先ず平和安全法制について伺います。 集団的自衛権行使を限定的に可能とする安全保障関連法が、昨年9月、自由民主党、公明党そして日本を元気にする会、旧次世代の党、新党改革の野党3党などの賛成多数により可決、成立し、今年の3月29日から施行されました。

今回の法制化は、近年、我が国を取り巻く安全保障環境が、大きく変化し厳しさを増す中、憲法9条の範囲内の専守防衛だけに歯止めをかけた武力の行使であり、国際社会でのPKO活動でも外国軍との武力行使の一体化は、一切認めていません。具体的には、憲法9条の枠を飛び越えて、他国防衛のための武力行使や集団的自衛権とならないように、従来の自衛の措置「3要件」より、厳しい「新3要件」を明記することによって確実に歯止めをかけました。

また、自衛隊を海外に派遣する場合には、例外なき国会の事前承認によって、世界中どこでも、何でも出来る、所謂フルサイズの集団的自衛権ではないことから、他国の戦争に巻き込まれることも、断じてありません。さらには、国際社会での集団安全保障の流れの名の下で日本が引きずられる心配も全くありません。

しかしながら、一部の野党などからは、「殺し殺される戦争法」「憲法違反、立憲主義に反する」また拳句の果てに「徴兵制が始まる」などと国民の不安を煽るレッテル張りが未だに横行し、議論の入口で立ち止まり、まともな政策論議すら出来ないのが現状であります。例えば、日本共産党は、自衛隊の存在そのものを憲法違反とし、機関紙「赤旗」では、「戦争法案反対」を繰り返しながら「日本が侵略国の仲間入りをする」また「海外での武力行使に歯止めは無い」と主張していますが、全くの的外れであります。

自衛隊の武力行使については、これまでの武力攻撃事態に加え、新たに存立危機事態を加えましたが、これは、先程申し上げた通り、専守防衛の範囲内であり、憲法9条の政府解釈は何ら変えていません。また、平成4年当時、ノーベル平和賞を受賞した国連平和維持活動への自衛隊の参加を可能にしたPKO協力の審議中に於いても共産党は反対のデモを繰り広げ「海外派兵」と騒いでいました。しかし、今日では、国際社会からも高く評価され国民の9割以上が支持をしている自衛隊のPKO活動のどこが「海外派兵」なのか。その弁明を聞きたいものです。もし仮に今回の法整備が、共産党が主張する「戦争法」であるならば、世界各国からの批判の声が一斉に上がりますが、アジア各国はじめ国際社会からは、反対に多くの期待と賛同の声が、寄せられています。

従って今回の平和安全法制は、積極的な平和主義の立場からアジア諸国及び国際社会の平和と安定に、積極的に寄与する人間の安全保障の理念に立脚したものであり、言い換えれば、備えを万全にして安易な軍事力に頼らず対話による解決の流れを促す「戦争防止法」又は「外交推進法」であります。

そして具体的な成果として、昨年11月1日、日中韓の首脳会談がソウルで3年半ぶりに実現しましたが「もし共産党が言う戦争法案であるならば」日中韓の首脳が直接会って語り合うことなど不可能なことであります。ちなみに戦争法の正しい定義とは、正確には戦時国際法と言い、武器弾薬の使用制限や捕虜の人道的な取り扱いを定めた国際法であり、ジュネーブ条約やハーグ陸戦条約などの交戦法規であります。

それでも共産党は、「殺し殺される戦争法」と言い張るのでしょうか。戦争反対は当然であります。争いは、誰も望みません。しかしながら、日本の平和と安全は、我が国だけで確保することなど出来ません。そこで、現実的に国民を守るためにどうすればいいのか。それには、日本一国だけの平和主義だけではなく、世界の平和と安定が必要となり、また我が国は、国際社会から、より一層積極的な役割を果たす事が求められています。

従って、今回の法整備は、平和憲法の大原則の枠内の中で、切れ目のない防衛体制を構築することにより抑止力を高め、不測の事態を未然に防ぐことが出来ると共に、我が国の繁栄と安全には、国際社会の安定が不可欠なことから日本の国益と世界の平和、ひいては北区民の安全で安心な暮らしを守ることに繋がると思いますが、花川区長のご所見をお聞かせください。

次に災害に強い安心な北区づくりについて伺います。4月14日から16日にかけて熊本県に前震と本震となるM7.3の地震が発生し、いずれも震度7を観測し、これは、阪神淡路大地震と同規模の大地震となりました。

この連続的な大地震とその後の群発地震で震度1以上の有感地震は1600回以上となり、倒壊した住宅の下敷きや土砂崩れなどで49人の方々が亡くなり、震災関連死でお亡くなりになった方々は19人に上りました。また、今なお8千人以上の方々が避難所生活を余儀なくされており、倒壊の恐れのある熊本市市民病院をはじめ、被災した病院の患者や介護施設の入所者など1000人近い人達は、県外の病院や施設に移りました。被災地では、発生直後から連日、警察消防の他、多くの自衛隊員による懸命の救援活動や復興支援が行われ、5年前の東日本大震災の時も痛感しましたが、災害多い我が国では、特に自衛隊の災害派遣活動は、とても重要で誰よりも頼りになり、なくてはならない存在であると考えているのは、私一人だけではないと思います。北区では、今年度も災害時の行動支援や防災意識を啓発するための防災アプリの導入など災害時の情報通信基盤を計画的に強化し、また全避難所に自動ラップ式トイレを配備など地域の防災力の向上を着実に推進していきます。

そこで先ず、お聞きしたいのは、5月14日付の読売新聞によれば、北区が23区のまとめ役として被災地熊本市の支援ニーズを把握し、スピード支援を行ったとありましたが、この間の北区としての今回の熊本地震への対応と共に今後、その教訓をどのように生かしていくのか。お尋ねします。

そして私は、今回の熊本地震でもクローズアップされている女性の視点を取り入れた避難所運営の在り方と共に近隣市と連携した広域避難について検討も進めるべきだと思います。

また、北区市民活動推進機構が実施している出前講座「避難運営ゲーム」について、DVDの制作などで広く周知を行いながら推進し、特に避難所運営のリーダー育成に力を入れるべきだと思いますが如何でしょうか。

さらに、免災の観点から区民にとってもっとも重要な医療機関や介護施設の耐震補強と改築などの促進。そして機能不全に陥った場合の対応マニュアルの作成などハード、ソフト両面にわたる強化策を進めるべきだと思いますがご見解をお聞かせください。

併せて、自衛隊の災害派遣は、都道府県知事の要請に基づいて行われることは、承知しては、おりますが、今後、さらに発災時の区役所と自衛隊のスムーズな連携を行うための仕組みづくりや実践的な訓練の具体化が必要だと思っておりますが、如何でしょうか。

加えて、将来的に南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が懸念されており、もし発災した場合、被災自治体だけでは、十分な対応が出来ず、広域応援が想定されます。しかしながら、今回の熊本地震でも大きな問題となりましたが、受け入れ態勢が万全でなければ、折角の善意も生かされません。

やはり、5月31日付の読売新聞によれば、震度6強から7の地震がある北区役所の庁舎は倒壊はしないが継続使用出来ない恐れがあるとされています。例え、庁舎が倒壊しても住民の命を守り避難所生活などを支える業務を継続して遂行していくための「業務継続計画」と共に受け入れた支援物資や人材を被災者までに迅速に運び、どのような活用するのかなどを定めた「災害受援計画」も策定し、業務全般を事前に明確したシミュレーションも行うべきだと思っておりますが、今後の防災対策について以上6点、伺います。

次に北区版・地域包括ケアシステムの構築について伺います。

一昨年の6月「医療介護総合確保推進法」が成立し、この介護保険法の改正により高齢者が住み慣れた地域で生活を継続して出来るように医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化が図られました。

そして北区では、団塊の世代が75歳を以上となる2025年を目途に、この地域包括ケアシステムの構築を実現するため、現在様々な取り組みを進めていると認識しています。

更に新年度から健康福祉部の組織を改正し、母子から高齢者まで、すべての区民の地域での健康づくり体制の強化を図るとともに、介護と医療の連携や元気高齢者施策など地域包括ケアシステムの一層の推進を強化していくと聞いています。

また、地域の実情に応じた多様なサービスを提供する介護予防・日常生活支援総合事業も今年3月から前倒しで実施し、併せて高齢者安心センターの新設などによる機能強化を図りながら、認知症カフェでの専門相談や支援チームによる早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援事業など認知症の人にやさしいまちづくりにも重点的に取り組むとしています。

そこで、今後地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、介護と医療の連携が重要なポイントであると認識しておりますが、北区では専門研究会をいち早く設置し、更に在宅介護医療連携推進会議で在宅療養のあり方の検討を進められてきたと思っておりますが、これまでの具体的な検討の成果と共に、今後最優先に取り組まねばならない課題や事業とは何か。お聞かせください。

また、介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢化の進展が著しい北区において、各々の地域の実情に合った事業を推進していくために元気な高齢者のお力を最大限に活かしつつ、地域の特性に応じてNPOやボランティアなども巻き込みながら、事業を推進していくものと認識しています。

今年度は、地域支援のニーズとサービスをつなげる生活支援コーディネーターの配置や、多様な主体によるサービス構築のための協議体を設置する予定であるとの新年度予算での説明でしたが、改めて介護予防・日常生活支援総合事業を実施する必要性やメリットをお

聞きするとともに、併せて現在の北区における取組の進捗状況と今年度の見通しについてお尋ねします。

次に地域における介護予防の取り組みの推進として、都のモデル事業として実施してきた地域リハビリテーション活動支援事業についてお聞きします。

生活機能の低下した高齢者に対してはリハビリテーションの理念により心身機能等の要素にバランスよく働きかけ、生活の質の向上を目指すことがその基本的な考え方と認識していますが、これまでこのモデル事業を推進し、明らかになった成果や効果そしてこれから進めるにあたっての問題点と今後の展開の見込みについて伺います。

次に「子育てするなら北区が一番」の拡充について伺います。今年の4月末、我が会派では、兵庫県明石市を訪問し、離婚家庭への養育支援や予算編成改革による「まち全体で子どもを支える」取り組みについて直接、明石市長からお話を聞いて参りました。

今や日本は、夫婦の3組に1組が離婚するという高い離婚率に見舞われており、このため養育費や面会など子どもをめぐるトラブルも年々増加傾向にあり、特に最近では、シングルマザーの生活困窮やDV被害に伴う影響などから子どもの貧困が、大きな社会問題になっています。

明石市では、これまで「こどもを核としたまちづくり」を市政運営の特に重要なキーワードとして位置づけ、母子家庭の就労支援などを推進し、さらに近年、児童虐待や家庭内暴力が増加し、痛ましい事件も相次いでいることから、改正民法の施行に伴い、平成26年度からは、弁護士などの専門職員を期限付き採用し、「こどもの養育に関する合意書」の配布など離婚時や別居時における相談体制の強化に取り組んでいます。

そこで、北区では、新年度から子どもの未来を応援するため貧困家庭の支援に力を入れていきますが、特に、ひとり親家庭への支援策をどのように推進していくのか具体的にお尋ねします。

また、私は、親の離婚は、子どもの生活に大きな変化を与え、様々な影響を及ぼすことから、未来のある子ども達の健やかな成長を図ることは、住民にもっとも身近な存在である自治体の責務であると考えます。従って昨年の4定でも、我が会派の古田議員が、明石市の取り組みを紹介し北区での実施を要望しましたが、答弁では、研究課題に留まっておりますので、今回、再度検討し、この離婚や別居に伴う子どもの養育支援についての総合的な支援の窓口を設置し、生活上での不都合や不安の解消など図るべきだと思いますが、ご見解伺います。

次に保育園待機児童解消に向けた緊急対策について伺います。今春、「保育園落ちた」との匿名ブログから待機児童問題が大きく報道され、これまで以上に関心が高まり、国においてもこれから女性の社会進出が益々、本格化し保育需要の増加が予想されることから、1億総活躍社会の実現の一環として財政的な支援も含め待機児童の解消に向けて具体的に動き出しています。

また、先程、ご紹介した明石市では、毎年の予算編成時期の前に市長のリーダーシップで、重点事業の選定と予算の組み換えを実行し、特に新年度は、待機児童ゼロを目指し、約19億円を投じて保育所定員の1000人増や市内全校で小学生1年生の30人学級を実施します。

市長である泉さんは、「人口減少時代に入り予算規模が縮小すれば、従来型の行政では、もう駄目です。つまり、今、自治体にお金がないのではなく、お金の使い方が間違っているのです、首長が腹をくくり、早い段階で必要額を示す予算のシフトがとても大切です」と語る姿が印象的でした。

北区では、これまで保育需要の増加や保護者のニーズの変化に対応するため、積極的な認可保育所の整備や定員拡大など23区でトップレベルの保育環境を維持してきましたが、今年4月期の最終的な待機児童数は、昨年より62名も増え232名になりました。

従って、我が会派では、花川区長と清正教育長に対し、待機児童ゼロの実現を求める緊急対策として、最も待機児童が多い1歳児の受け入れ数を重点的に拡大することや小規模保育事業所の積極的な誘致を始め、保育コンシェルジュの拡充や既に他区実施している保育士への家賃補助などの待遇改善策の実施。また保育施設の整備用地を確保するため、区の遊休施設や学校統廃合に伴う廃校舎を積極的な活用など申し入れました。

そこで、保護者のみならず、保育士も子育てと仕事に余裕をもって両立できる社会を実現するため、私共は、特に28年度中の緊急対策について、スピード感を持って取り組むことを強く求めています。この6月定例会に提案されている補正予算の内容も含めて今後の見直しについてお聞かせください。

また、子育て世代の転入者がさらに増加するように平成29年4月期だけに留まらず、30年4月期も見据え、今後見込まれる遊休施設や公園特区制度の活用など推進し、「子育てするなら北区が一番」をより実感出来るような施策体系を充実させ、家族で住みやすい「住めば・北区東京」の実効性をさらに高めていくべきだと思いますが如何でしょうか。

そして、待機児童解消を含めた様々な諸課題に向けて、明石市のように行政の無謬性を乗り越えた予算の大胆なシフト編成を例とした、花川区長のリーダーシップを発揮し、既存の事業の見直しにも一層取り組みつつ選択と集中による経営改革をさらに推進していくべきと考えますが、ご見解を伺います。

次に教育先進都市・北区の実現について伺います。学校教育の使命は、未来を担う人づくりであり2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、グローバルな人材の育成への期待が高まっている昨今ではありますが、一方では、分数の足し算が出来ない大学生がいるなど「高学歴・低学力化」が問題になっています。

また学校現場を見てみると親子の接触時間の減少による家庭教育の不十分さや軽度発達障害児童の増加など様々な問題を抱えており、教員の負担軽減や教育環境の整備は急務です。

こうした中、北区では、児童生徒が、確かな学力の定着と共に環境や障害の有無に関わらず、質の高い教育を平等に受けられる環境を整備するため、新年度から区長部局の子ども家庭部を教育委員会事務局に移行し、新たに教育振興部と子ども未来部の2部制の組織改正を行い、中学3年生を対象に英語検定料の支援や全小中学校で学力フォローアップ教室の実施など学力向上策の他、放課後子どもプランの一層の推進など教育と福祉の連携をさらに強化します。

特に今回の組織改編については、私どもの会派が予めから要望していた事項であり、高く評価すると共に大いに期待をしています。

そこで、昨年、北区教育大綱も策定されましたが、清正教育長に教育の質の向上への重点施策や支援が必要な児童生徒への取り組みの充実また家庭や地域と連携した教育の推進やいじめ、不登校対応への具体策など教育先進都市北区の実現に向けての課題と今後の展望についてお尋ねします。

次に体験型経済学習の実施について伺います。近年、若者のフリーター志向の高まりやニートの増加など勤労観や職業観の未熟さが指摘され、学校教育の中で働くことの意義や目的など身につけさせることの重要性が指摘されています。

また、グローバル化が、進むこれからの社会では、知識の量だけではなく、問題解決能力が必要となり、そのためには、児童生徒が、何よりもまず確かな学力と豊かな人間性と共に自ら学び、考え、行動する力を身につけることが求められています。

従って、体験型経済学習とは、社会との関わりを学び、知識を知恵として活かす学習のことであり、期待される学習成果は、自ら学び、考え主体的に判断する力を養うことや社会に対して感謝し、思いやりの心を育むことで、現在、品川区やいわき市などで実施しています。

特に品川区では、小学5年生を対象に、教室に実際に近い街と店舗をスチューデント・シティとして再現し、児童が働く人の立場や消費者の立場を通して体験することで、役割を分担しお互いに支え合うことを学びながら社会や経済の仕組みを理解し、市民としての自覚や豊かな社会性など人としての基礎的素養を身に付けることを目指します。

また、いわき市では、中学2年生を対象にファイナンスパークを設け、生活設計を通して選択と意思決定の大切さを体験的に学び、将来の進路や生き方を考えさせています。

そこで、北区では、長年、中学2年生の職場体験活動を実施してきましたが、その特徴とこれまでの成果についてお尋ねします。

また、昨年の2定でも提案しましたが、小学校高学年の段階から日々勉強していることが社会の中でどのように役立つかを学ぶ、この体験型経済学習を今後、区の遊休施設や学校跡地利活用の中で導入し、児童生徒の勤労観や問題解決能力を向上させていくべきだと思いますが、以上2点伺います。

次にコミュニティバスの運行について伺います。北区では、平成22年から王子、駒込ルートなど2路線でコミュニティバスの本格的な運行が始まり、また23区内の取り組みは、各区様々で現在19区で運行されています。特に足立区では、路線が多く12路線で運行され、運賃は210円ですが、5つの事業者による独立採算制のため、区の支出は、運行支援の補助金は出さず、バス停の設置など走行環境の整備費用だけです。こうした中、浮間地区では、2年前から唯一のバス路線である国際興業「赤06」の運行支援が開始されましたが、運行収支が、改善しないことから今年の7月末をもって残念ながら休止となります。

そこで、これからのコミュニティバスの運行は、地域ニーズの把握や採算性など見極めながらも、近隣区との自治体連携による運行など新しい視点や発想を取り入れて進めていくべきと考えますが、今後の方向性についてお示しください。以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。